

規制の事後評価書

法律又は政令の名称：子ども・子育て支援法の一部を改正する法律

規制の名称：特定子ども・子育て支援施設等の確認

規制の区分：☒新設 ☐改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部署：こども家庭庁成育局保育政策課

評価実施時期：令和6年9月

1 事前評価時の想定との比較

- ① 課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無

規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響が生じている場合、その影響について記載する。また、規制の事前評価時には想定していなかった影響が発現していないかを確認し、発現の有無及びその内容を記載する。

平成 31 年 1 月の事前評価時点と現時点における本規制に関する社会経済情勢や科学技術に大きな変化は生じていない。

- ② 事前評価時におけるベースラインの検証

規制の事前評価後、大幅な社会経済情勢等の変化による影響があった場合は、これを差し引いた上で、事後評価のためのベースライン（もし当該規制が導入されなかったら、あるいは緩和されなかったらという仮想状況）を設定する。

特定子ども・子育て支援施設等の確認に係る規制を設けなかった場合、特定子ども・子育て支援施設等が運営に関する客観的基準を順守しているかどうかを市町村が把握できなくなり、子育てのための施設等利用給付を適正に実施することは困難である。

③ 必要性の検証

規制の事前評価後に生じた、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響又は想定していなかった影響の発現を踏まえた上で、当該規制の必要性について改めて検証し、記載する。

特定子ども・子育て支援施設等が遵守しなければならない客観的基準が示されたことによって、それらの施設の適正な運営が確保されている。

2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

④ 「遵守費用」の把握

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められるが、特に「遵守費用」については、金銭価値化した上で把握することが求められる。その上で、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

遵守費用について、事前評価時の費用推計と把握した費用にかい離は生じていない。

⑤ 「行政費用」の把握

行政費用については、定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められる。特に規制緩和については、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和に基づく費用を検証し「行政費用」として記載することが求められる。また、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

行政費用について、事前評価時の費用推計と把握した費用にかい離は生じていない。

⑥ 効果（定量化）の把握

規制の事前評価時に見込んだ効果が発現しているかの観点から事前評価時に設定した指標に基づき効果を可能な限り定量的に把握する。また、事前評価時の効果推計と把握した効果を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

当該規制により、子育てのための施設等利用給付の対象となる施設等が、運営に関する客観的基準に従って適正に教育・保育等を提供しているかどうかを、市町村が確認できている。

⑦ 便益（金銭価値化）の把握

把握された効果について、可能な限り金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。なお、緩和により削減された遵守費用額は便益として把握する必要がある。また、事前評価時の便益推計と把握した便益を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

便益（金銭価値化）について、事前評価時の費用推計と把握した費用にかい離は生じていない。

⑧ 「副次的な影響及び波及的な影響」の把握

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。また、規制の事前評価時に意図していなかった負の影響について把握し、記載する。さらに、事前評価時に想定した影響と把握した影響を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響の把握・分析の方法については、公正取引委員会が作成するマニュアルを参照のこと。

※ 規制の事前評価時に意図していなかった負の影響の把握については、ステークホルダーからの情報収集又はパブリックコメントなどの手法を用いることにより幅広く把握することが望まれる。

副次的な影響及び波及的な影響に関して、特段把握されていない。

3 考察

⑨ 把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づく妥当性の検証

〔 把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づき、規制の新設又は改廃の妥当性について考察を行う。また、考察に基づき、今後の対応について検討し、その結果を記載する。 〕

子ども・子育て支援施設等の適正な運営のために、引き続き、確認の規制を維持することが適当である。

※ 当該規制に係る規制の事前評価書を添付すること。

規制の事前評価書

法律又は政令の名称：子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案

規制の名称：特定子ども・子育て支援施設等の確認

規制の区分：新設 改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：子ども・子育て本部

評価実施時期：平成31年1月

1 規制の目的、内容及び必要性

① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。（現状をベースラインとする理由も明記）

今般の措置は、子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園、特別支援学校の幼稚部、幼稚園の預かり保育、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（以下「特定子ども・子育て支援施設等」という。）を対象とした子育てのための施設等利用給付を創設するものである。

特定子ども・子育て支援施設等の確認に係る規制は、上述の施設等が、子育てのための施設等利用給付の対象となるために必要な運営に関する客観的基準を満たしていることを、給付主体である市町村が把握するためのものである。特定子ども・子育て支援施設等が申請を行い、市町村長の確認を受けることを規定し、また、確認を受けた特定子ども・子育て支援施設等は、運営に関する基準に従って事業を実施しなければならないことを規定する。さらに、特定子ども・子育て支援施設等において、基準に従った運営がなされていない等の場合、市町村は報告徴収、勧告・命令、確認の取消し等を行うことができる。

仮に特定子ども・子育て支援施設等の確認に係る規制を設けない場合、上述の施設等が運営に関する客観的基準を遵守しているかどうかを市町村が把握できなくなり、子育てのための施設等利用給付を適正に実施できなくなる。

② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

特定子ども・子育て支援施設等の確認に係る規制については代替手段が考えられず、また仮に当該規制を設けない場合、対象施設等が運営に関する客観的基準を遵守しているかどうかを市町村が把握できなくなり、子育てのための施設等利用給付を適正に実施できなくなるため、当該規制の採用が妥当かつ必要である。

2 直接的な費用の把握

③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

遵守費用として、施設等においては、申請のための書類作成や届出に要する費用が発生する。

④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

行政費用として、確認を行う市町村においては、対象施設等からの確認申請の受理・審査、また必要に応じ、施設等の運営に対する報告徴収等に係る事務に関する費用が発生する。

3 直接的な効果（便益）の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

当該規制により、子育てのための施設等利用給付の対象となる施設等が、運営に関する客観的基準に従って適正に教育・保育等を提供しているかどうかを、市町村が確認できるようになる。

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

我が国における急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てのための施設等利用給付を創設し、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図る。（平年度ベースの試算：2,011 億円）

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

規制の緩和・廃止ではないため、評価を行わない。

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

特段想定されない。

5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

当該規制の導入に際しては、一定の遵守費用及び行政費用（上記③④参照）の発生が見込まれる。なお、副次的な影響及び波及的な影響は特段想定されない。一方、子育てのための施設等利用給付の対象となる施設等が運営に関する客観的基準に従って、適正に教育・保育等を提供しているかどうかを、市町村が確認できるようになる。さらに、我が国における急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図る便益（上記⑤⑥参照）が大きいと見込まれるため、当該規制を導入することが妥当である。

6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

規制の性質上、規制内容のオプション（度合い）を想定することはできないため、評価を行わない。

7 その他の関連事項

- ⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価

に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

特段活用していない。

8 事後評価の実施時期等

⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。

当該規制については、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案附則第 18 条第 2 項に基づき、法施行後 5 年を目途に、必要があると認めるときはその結果に基づいて所要の措置を講ずるものとしている。

⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

指標の設定は困難と考える。